

軽油引取税免税証(農業用) 交付申請の受付について

農業のために農業用機械で使用する軽油については、あらかじめ県から交付を受けた免税証を軽油購入時に販売店へ提出することにより、軽油引取税(1リットルあたり32.1円)が免税されます。

●申請書類は総合県税事務所課税第二課で用意しています。また、インターネットからは「秋田県 免税軽油」で検索してください。一部の様式をダウンロードできます。

●免税証交付申請の受付は、総合県税事務所課税第二課(秋田地方総合庁舎1階)で、平成31年2月1日(金)から行います。

※申請にあたっては、前回の報告書を併せて提出してください。報告書が提出されない場合は免税証を交付できません。また、すでに購入した分や作業を終えた分の軽油については、免税証を交付できませんのでご注意ください。

(株)JA新あきたライフサービスからのお知らせ

●書類交付手続きにおいて、河辺・雄和・四ツ小屋地区の皆様は下記の通りになります。

【期間】平成31年1月4日(金)～1月31日(木)

【場所】(株)JA新あきたライフサービス雄和給油所

●免税証交付日は各地区下記の通りになります。

河辺地区の皆様

【書類交付日】平成31年3月14日(木)

【場所】JA秋田なまはげ河辺支店2階

【時間】午前10時～午前11時30分まで

雄和・四ツ小屋地区の皆様

【書類交付日】平成31年3月14日(木)

【場所】JA秋田なまはげ雄和支店2階

【時間】午後1時30分～午後3時まで

※男鹿・天王・若美地区については、JA秋田なまはげ各SSより個別に日程が郵送されます。

免税軽油に関する
お問い合わせは

総合県税事務所 課税第二課

秋田市山王4-1-2 TEL:018-860-3341

食と農から始まる。JAグループのファミリー・マガジン

家の光 2018年 12月号

- 特集 01 ちょっとのコツでこの違い **すご技おせち**
 特集 02 “お掃除プリンス石ちゃん”の**激ピカ掃除術**
 特集 03 きっとあなたの地域にも! **地大豆列島ニッポン**



12月号から大幅リニューアル!

- 毎月旬の特集3本と健康&手芸のミニ特集を掲載
- 届くの待ち遠しい! 新連載10本がスタート

お申し込みはお近くのJAへ

もしもの時の 安心セミナー開催!

参加
無料

2018年12月のセミナーのご案内

お葬式の準備・流れについて
(いつかは訪れるその時のために)

喪主というお仕事のために知っておきたいこと

16日(日)
10:30～

虹のホール
レザール追分
秋田市金足追分字海老穴266
TEL:018-872-1890

22日(土)
10:30～

虹のホール
レザール広面
秋田市広面字堤敷41-1
TEL:018-884-7236

お申込み

希望会場・希望日をご確認いただき、下記宛にお電話にて事前ご予約をお願いいたします。
※ご予約の締め切りは開催日の2日前とさせていただきます。

JA葬祭レザール ☎0120-46-5731

〒011-0901 秋田市寺内字大小路207-28 <http://www.ja-sousai-akita.co.jp/>